

名古屋市昭和区選挙管理委員会告示第31号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

公職選挙法施行令第17条ただし書の規定に基づき令和8年3月15日執行愛知県議会名古屋市千種区選出議員補欠選挙にかかる選挙人名簿の登録の移替えを、次の期間延期する。

令和8年2月20日

名古屋市昭和区選挙管理委員会委員長 北條 婦美子

選挙人名簿の登録の移替え延期期間

令和8年2月20日から選挙期日まで

名古屋市昭和区選挙管理委員会